

三原村婚活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、結婚について前向きに取り組む意欲のある希望者に対し、民間の結婚相談所等の専門機関（以下「結婚相談所」という。）やインターネット等で利用されているマッチングアプリケーション（以下「マッチングアプリ」という。）への入会等を希望する者を対象として、入会金、登録料及び婚活イベントへの参加費又は旅費等に掛かる経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することにより、若い世代等の結婚に対する希望を叶えるとともに、結婚から子育てまで一貫した「切れ目ない支援」を行うことで人口の維持確保に繋げていくことを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 結婚に対して前向きに取り組む意欲のある20歳以上39歳以下の独身者
- (2) 結婚相談所への入会、マッチングアプリへの登録又はイベント開催の時点において三原村に住所を有する者であり、かつ、今後も三原村内に居住する意思のあるもの
- (3) 村税等公共料金を滞納していない者

(助成対象範囲)

第3条 本事業の補助対象の範囲については、次のとおりとする。

- (1) 入会金
- (2) 登録料
- (3) 月額会費
- (4) 婚活イベント参加料
- (5) 第1号から第3号までに係る結婚相談所の利用に係る交通費等経費
- (6) 第4号に係る婚活イベント参加に必要な交通費等経費

2 入会する結婚相談所及びマッチングアプリ（以下「結婚相談所等」という。）については、特に指定しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1人につき年間60,000円を限度とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までの経費については、結婚相談所等へ現に支払った額又は1月につき10,000円のいずれか少ない額とする。

2 令和6年度に限っては、年間30,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三原村婚活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に三原村婚活支援事業補助金交付に係る調査同意書（様式第2号）及び領収書等必要な書類を添えて、村長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請をすることができる期間は、当該年度の3月31日までとする。この場合において、申請をすることができる経費は、申請日が属する年度内に支払ったものに限る。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定により申請を受けたときは、申請書の内容及び領収書等の添付書類を確認の上交付の可否を決定し、交付を可としたときは、速やかに申請者に対し三原村婚活支

援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、三原村婚活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）により村長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 村長は、前項の規定により交付請求を受けたときは、交付請求書の内容を確認の上、速やかに請求者に対し補助金を交付しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 村長は、第6条の規定により交付決定を受けた者が、偽りその他不正行為により補助金を受けた事実が判明したときは、交付した補助金を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

2 第5条第2項の規定により申請をすることができる経費は、前項の公布の日以後に発生した経費を対象とする。

三原村婚活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

三原村長 様

申請者 住 所 三原村大字
氏 名 ⑩

三原村婚活支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 登録（参加）者 (住所) 三原村大字
住所・氏名 (氏名)
- 2 登録（開催）日 年 月 日
- 3 登録（開催）先名称
- 4 登録（開催）期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 支援内容

区分	金額	備考
入会費	円	
登録料	円	
会費	円	
イベント参加料	円	
交通費		
その他 ()	円	

- 6 村内居住の意思確認 当該支援を受けた後も本村に居住する意思 ある ・ ない

- 7 添付書類
 - ・ 同意書
 - ・ 領収書
 - ・ 会員証等入会を証明できるもの
 - ・ 本人確認書類（運転免許証又はマイナンバーカード等顔写真がった証明書）
 - ・ その他必要となる書類等

様式第2号（第5条関係）

三原村婚活支援事業補助金交付に係る調査同意書

年 月 日

三原村長 様

申請者 住 所 三原村大字
氏 名 ⑩

三原村婚活支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金の交付に当たり必要となる審査事項について調査されることに同意します。

三原村婚活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

申請者 住 所 三原村大字
氏 名

三原村長

三原村婚活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により審査した結果、下記のとおり通知します。

記

- 1 審査結果 申請内容のとおり交付決定とする
- 2 交付決定額 円

様式第4号（第7条関係）

三原村婚活支援事業補助金交付請求書

年 月 日

三原村長 様

申請者 住 所 三原村大字
氏 名 ⑩

年 月 日付け 第 号により交付決定となった当該事業につきまして、三原村婚活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

- (1) 銀行名
- (2) 口座名義人
- (3) 口座種別
- (4) 口座番号